

さいたま市告示第993号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 武蔵浦和駅南ビル
所在地 さいたま市南区白幡五丁目19番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発
代表者氏名 代表取締役 出口 秀巳
住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 3 意見の概要
 - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

ア 営業時間について	21件
イ 当該店舗周辺での防犯、防災対策について	18件
ウ 当該店舗周辺の車線混雑度について	1件
エ 当該店舗周辺の騒音について	2件
オ 駐車場の設置について	6件
カ 当該店舗の大規模小売店舗立地法における取扱いについて	1件
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に示されたもの以外の意見

ア 設置者について	7件
イ 小売店舗について	6件
ウ 本市の市政運営について	12件
- 4 意見書提出年月日
令和3年3月24日
- 5 意見書の縦覧期間
令和3年6月15日から令和3年6月29日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）6179
FAX 048（829）6235